

令和3年7月2日

各自治会長 様

緑区役所区民生活部
コミュニティ課

令和3年度さいたま市自治会運営補助金の交付決定通知書
及び交付請求書の送付について

梅雨の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、過日ご申請いただきました令和3年度自治会運営補助金につきまして、内容確認が完了いたしましたので、交付決定通知書を送付いたします。

併せて、補助金の請求書を同封させていただきますので、下記のとおり、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

記

○ 送付資料

- ・さいたま市自治会運営補助金交付決定通知書
- ・さいたま市自治会運営補助金交付請求書
- ・【参考資料】補助金の振込先 預金通帳の写しについて
- ・返信用封筒

○ 補助金請求のお手続きについて

同封の「さいたま市自治会運営補助金交付請求書」をご確認いただき、請求内容にお間違いがなければ、会長様の確認印（認め印可）を付して、緑区コミュニティ課へご返送いただきますようお願いいたします。

その際、補助金の振込を希望される預金通帳の写しも併せてご提供いただきますようお願いいたします。

○ 備考

(1) 補助金のお振込みについて

補助金は請求書を受領後、ご指定の口座への振込手続きを行います。事務処理の都合上、請求書を提出していただいてから振り込みまで日時を要する場合がございますので、予めご了承ください。

(2) クレジットカードやポイントカード等の使用について

補助対象経費の支払いにクレジットカードやポイントカードを使用し、ポイントが付与された場合は、その経費は補助対象外となりますのでご注意ください。

【裏面に続きます】

ただし、付与されたポイントを現金換算することができる場合は、その金額分を補助対象外経費として減額し、残額を補助対象経費とさせていただきます。

(3) 帳簿類の保管と情報公開について

補助金の交付決定通知書や補助金に関する資料（会計帳簿や領収書など）は、5年間保管していただきますようお願いいたします。

また、区役所に提出した書類については、市民から情報公開請求があった場合、個人情報等の非開示となる部分を除いて、公開いたしますので、予めご了承ください。

(4) 補助金の実績報告（精算手続き）について

本補助金につきましては、来年4月に実績報告書をご提出していただく必要がございます。時期が近づきましたら、改めてご案内いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【お問合せ】

緑区役所 区民生活部 コミュニティ課
地域活動係 熊倉・武内・小口

所在地：さいたま市緑区中尾975-1

電話：712-1131

FAX：712-1272

令和3年度

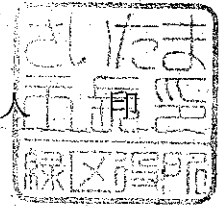
様式第7号(第8条関係)

さいたま市自治会運営補助金
交付決定通知書

緑区コ第937号
令和3年7月1日

大門美園自治会
会長 綾部 匡之 様

さいたま市長 清水 勇 人



令和3年6月16日付けで申請がありました補助金の交付を、下記のとおり決定いたします。

記

- | | | | | |
|---|-------|--|--------|---|
| 1 | 交付申請額 | 金 | 31,000 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 31,000 | 円 |
| 3 | 支払方法 | 概算払い | | |
| 4 | 交付決定日 | 令和3年7月1日 | | |
| 5 | 交付条件 | さいたま市補助金等交付規則及びさいたま市自治会運営補助金交付要綱を遵守すること。 | | |

